

# 日本私立学校振興・共済事業団の 助成業務に関する第4期中期計画

制定認可：平成30年3月30日29文科政第97号

変更認可：令和4年8月26日4文科政第72号

## 目次

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 補助事業	1
2 貸付事業	1
3 経営支援・情報提供事業	2
4 寄付金事業	3
5 学術研究振興基金・資金事業	3
6 減免資金交付事業	3
2. 業務運営の効率化に関する事項	
1 効率的な業務運営体制の確立	3
2 経費等の見直し・効率化	3
3 契約の適正化	4
3. 財務内容の改善に関する事項	
1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	4
2 財務内容の管理の適正化	4
3 人件費の適正化	4
4 予算、収支計画及び資金計画	4
5 短期借入金の限度額	5
4. その他業務運営に関する重要事項	
1 内部統制に関する事項	5
2 情報セキュリティに関する事項	5
3 事業に関する情報開示	5
4 施設・設備に関する事項	5
5 人事に関する事項	6
6 研修等助成に関する事項	6
7 中期目標期間を超える債務負担	6

## (序文)

日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）第26条の規定により、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が助成業務に関する中期目標を達成するための計画を次のとおり定める。

## (基本方針)

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という）の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、受配者指定寄付金の受入れ・配付、学術研究振興資金の交付、経営相談その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行い、もって私立学校教育の振興に資することを目的としている。

また、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第10条に規定する私立大学等における授業料等減免費用に充てるための資金（以下「減免資金」という。）を交付する業務を行うこととしている。

私立学校を取り巻く環境は、18歳人口の大幅な減少期を迎え、一層厳しさを増している。また、私立学校においては、近年の情報化やグローバル化、大都市圏への人口集中など、多様化する社会情勢に対応すべく、教育研究や経営・財政面の改革、管理・運営体制の強化、組織の見直し等に努力している。こうしたことから、私立学校に対する支援の充実等が求められており、具体的な私学振興方策の中核的な担い手である事業団の果たす役割はますます重要なものとなってきている。

このような状況の中で事業団は、今後とも国の基本的な政策目標を踏まえ、私学団体等との連携を図りつつ、私立学校に対する経営支援をはじめとする業務について、その重点化、効率化に努め、一層の充実・強化を図っていく。

なお、助成業務については、国から運営費交付金等の業務運営に係る補助を受けることなく、主として貸付事業の収益によって、人件費を含む全ての事務・事業に係る経費を賄っており、今後とも自主的・自立的運営を行うこととするが、今後の業務運営に係る財源の確保等については、文部科学省と連携して、別途検討を進めることとする。また、業務運営に係る費用を上回る収益が出た場合には、私立学校の教職員の研修事業等に対する助成を行うこととしている。

(2) 中期目標期間中に特に重視すること

- ① 補助事業では、文部科学省と連携し、本補助事業の効果の検証を行いつつ、教育研究の質の向上に資する取組や、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化など、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。  
また、各私立大学等からの申請段階のミスの防止を図るため、補助金説明会や実地調査の充実等の取組を引き続き行う。
- ② 貸付事業では、学校法人のニーズに応じた利便性の向上など、必要に応じ融資制度の見直しを行い、適正かつ有効な貸付を実施する。併せて、適正なリスク管理を行うことにより、総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を抑制する。
- ③ 経営支援・情報提供事業では、事業横断的に支援できる体制等を構築するとともに、文部科学省と連携し、大学教育研究の質の向上に資する取組に対する支援や、経営の安定化等に向け、教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の充実を図る。更に、私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、各種情報を積極的に提供するとともに、経営相談等にも活用する。
- ④ 寄付金事業では、学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実を図るとともに、広く社会に対して、学校法人等への寄付に係る諸制度の更なる周知を行う。  
また、「若手・女性研究者奨励金事業」については、交付財源となる寄付金を確保するための取組を充実する。

# 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

## 1 補助事業

- (1) 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。
- (2) 補助金の適切な配分を行うため、以下の取組を行う。
  - ① 文部科学省の政策に沿って、文部科学省と協議を行い、配分の方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化など、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。
  - ② 補助金の効果的・効率的な交付に資するため、文部科学省と連携して、例として「授業料減免の実態調査」や「私学助成を通じた私立大学の特色ある取組に関する調査研究」など、補助事業の効果検証を行う。
- (3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するために、補助金説明会の充実、申請書類の見直し等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。特に補助金説明会については、実践編を年間9回以上・基礎編を年間8回以上実施し、説明会資料を工夫・充実するなど内容の充実を図り、補助金説明会后に実施するアンケートにおける理解度を毎年度90%以上とする。

## 2 貸付事業

- (1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。
  - ① 学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握し、貸付財源を安定的に確保する。
  - ② 現行の融資制度や利便性などについて満足度調査を行い、ニーズに応じた利便性の向上を図るなど、必要に応じ融資制度の見直しを行うことにより、「満足した」の割合を毎年度、融資制度89%以上、利便性70%以上とする。
- (2) 少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれるなど、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以下の取組を行う。
  - ① 与信審査の向上のため、諸データを活用し、与信審査における事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行う。

- ② 滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付によるモニタリングを充実し、早期に経営状況等の変化を把握するとともに必要に応じた対応策を講じる。
- ③ 返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査などによる督促を迅速に行い、早期の滞納解消・回収を図ることにより、9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた法人の割合を毎年度95%以上とする。  
また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに法人に対して経営相談等により、自ら改善等を行うよう促すなど、貸付債権の確実な回収を図る。
- ④ 今後の学校法人等の経営上のリスクを考慮しつつ、令和4年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を2.1%以下に抑制する。

### **3 経営支援・情報提供事業**

- (1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、以下の取組を行う。
  - ① 私立学校への支援について、事業団の有する情報・知見を更に活かすため、助成業務が持つ学校法人の情報を集約し一元的に管理するなど助成業務の各事業が連携し、私立学校に対して、経営支援・情報提供等が可能となるよう、業務内容と各種情報の整備を行い、調査・収集・分析機能を有する体制等を構築し、計画的に強化する。
  - ② 文部科学省と連携し、大学教育研究の質の向上に資する取組への支援や経営の安定化等に向け、教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の充実を図るとともに、経営相談等の取組を強化する。  
なお、経営相談のアンケートについては、教育の質の向上に資する取組への支援や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合を中期目標期間中に80%以上とする。
- (2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、各種情報をホームページ等に掲載するとともに、セミナーや研修会等において学校法人への提供を行い、経営相談等においても活用する。また、提供する情報については、私立学校のニーズを踏まえた項目の追加・見直し等の改善を図る。特に、私立学校における教育及び経営に関する好事例・特色ある取組の情報については年間10件以上提供する。

### **4 寄付金事業**

- (1) 学校法人等の多面的な財政基盤の確立に向けた支援として、以下の取組を行う。
  - ① 学校法人等の寄付金募集活動に資するため、学校法人等の行う研修会等において寄

付金募集活動の実態や寄付金制度等の周知活動を年間 12 件以上行う。

- ② 広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の更なる周知などの支援を行うため、経済団体等への訪問等を年間 21 件以上行う。
- (2) 「若手・女性研究者奨励金事業」については、募金趣意書の作成や企業訪問等により広く社会に対して制度の更なる周知を図るなど、奨励金の交付財源となる寄付金を確保するための取組を充実することにより、「若手・女性研究者奨励金事業」に係る第 4 期中期目標期間中の寄付金の受入れ金額を 1.5 億円以上とする。

## **5 学術研究振興基金・資金事業**

私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、学術研究に直接必要な経費を対象として、学術研究振興資金を年間 80 百万円以上交付するとともに、必要な財源を確保することを目的として、長期にわたって安定的な資金交付ができるよう学術研究振興基金の効率的な運用に取り組む。

## **6 減免資金交付事業**

各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。

# **2. 業務運営の効率化に関する事項**

## **1 効率的な業務運営体制の確立**

- (1) 「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、企画立案機能を強化する。
- (2) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの利便性向上に努める。

## **2 経費等の見直し・効率化**

助成業務の安定的な運営のため、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進めることにより、一般管理費の金額を年間 171 百万円以下、自己収入額を年間 8 百万円以上とする。

### **3 契約の適正化**

事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、改善に向けた原因の分析又は改善に向けた取組を行う。併せて、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。

## **3. 財務内容の改善に関する事項**

### **1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現**

- (1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。
- (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、収益の確保・増に努める。あわせて私立学校施設の耐震化を促進するため平成 23 年度から平成 27 年度に実施した耐震改築低利融資事業による事業団の財政運営への影響が縮小する第 4 期中期目標期間中に当期純損失の発生を解消する。

### **2 財務内容の管理の適正化**

事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、財務状況等の健全性・透明性を確保する。

### **3 人件費の適正化**

給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。

## **4 予算、収支計画及び資金計画**

- ① 予算  
別紙 1 のとおり
- ② 収支計画  
別紙 2 のとおり
- ③ 資金計画  
別紙 3 のとおり

## 5 短期借入金の限度額

短期借入予定なし

## 4. その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制に関する事項

法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項（内部監査に関する事項等）を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。

### 2 情報セキュリティに関する事項

政府機関統一基準に沿って見直した事業団情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。

- (1) 毎年度、全職員を対象とした研修を実施する。
- (2) 情報セキュリティ内部監査を実施する。情報セキュリティ監査計画を策定し、2年間で全ての部署に対して監査を行う。

### 3 事業に関する情報開示

- (1) 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行うことにより、事業に関する各種情報の開示件数を毎年度100件以上とする。
- (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。

### 4 施設・設備に関する事項

事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。

平成 30 年度～令和 4 年度施設・整備計画  
日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

（単位：百万円）

施設・整備の内容	金額	備考
事務所改修工事	18	—

## 5 人事に関する事項

人材確保・育成方針を踏まえ、必要人材の確保及び研修の実施により業務に必要な専門知識の向上等を図る。

## 6 研修等助成に関する事項

私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。

平成 30 年度～令和 4 年度研修等助成に関する計画  
日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）

（単位：百万円）

助成金交付額	厚生年金勘定への繰入額	計
84	36	120

## 7 中期目標期間を超える債務負担

なし

予 算  
平成30～令和4年度予算  
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	減免資金交付事業	勘定共通	合 計
<b>収入の部</b>								
政府出資金	—	—	—	—	—	—	—	—
借入金	—	282,400	—	—	—	—	—	282,400
うち教育環境充実資金に係る借入金	—	5,000	—	—	—	—	—	5,000
貸付回収金	—	275,751	—	—	—	—	—	275,751
うち教育環境充実資金に係る貸付回収金	—	1,530	—	—	—	—	—	1,530
貸付金利息	—	27,974	—	—	—	—	—	27,974
預金利息	—	0	—	—	—	—	—	0
国庫補助金	1,582,697	—	—	—	—	93	—	1,582,790
授業料等減免費交付金	—	—	—	—	—	582,681	—	582,681
受入寄付金	—	—	—	110,150	—	—	—	110,150
受入基金	—	—	—	—	5	—	—	5
基金受取利息	—	—	—	—	29	—	—	29
雑収入	—	—	—	—	—	—	44	44
計	1,582,697	586,125	—	110,150	34	582,774	44	2,861,825
<b>支出の部</b>								
貸付金	—	305,000	—	—	—	—	—	305,000
うち教育環境充実資金に係る貸付金	—	5,000	—	—	—	—	—	5,000
借入金償還 (注1)	—	223,848	—	—	—	—	—	223,848
うち教育環境充実資金に係る借入金償還	—	1,530	—	—	—	—	—	1,530
借入金利息 (注1)	—	16,982	—	—	—	—	—	16,982
私学振興債券償還	—	30,000	—	—	—	—	—	30,000
債券利息	—	769	—	—	—	—	—	769
助成金 (注2)	—	—	—	—	—	—	84	84
交付補助金	1,582,397	—	—	—	—	—	—	1,582,397
授業料等減免費交付金	—	—	—	—	—	582,681	—	582,681
配付寄付金 (注1)	—	—	—	110,135	—	—	—	110,135
学術研究振興費	—	—	—	—	400	—	—	400
人件費	1,164	1,115	1,326	206	88	60	2,193	6,155
一般管理費	98	93	124	15	10	—	513	855
業務経費	1,115	903	1,232	133	99	32	—	3,516
施設設備費	2	2	4	0	0	—	7	18
厚生年金勘定へ繰入(注2)	—	—	—	—	—	—	36	36
雑支出 (注1)	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,584,778	578,715	2,686	110,490	599	582,774	2,834	2,862,879

(注1) 貸付回収金・貸付金利息・受入寄付金・雑収入(補助金に係るもの)の収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ借入金償還・借入金利息・配付寄付金・雑支出(補助金に係るもの)の支出に充てることができる。

(注2) 前年度の当期総利益の範囲内で予算計上している。ただし、助成金及び厚生年金勘定へ繰入の財源となる前年度の当期総利益が助成金及び厚生年金勘定へ繰入の予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として助成金及び厚生年金勘定へ繰入の支出に充てることができる。

(注3) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

収 支 計 画  
平成30～令和4年度収支計画  
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	減免資金交付事業	勘定共通	合 計
費用の部								
經常費用								
業務費	1,584,688	20,031	2,577	110,482	601	582,781	—	2,301,163
交付補助金	1,582,397	—	—	—	—	—	—	1,582,397
授業料等減免費交付金	—	—	—	—	—	582,681	—	582,681
借入金利息	—	16,983	—	—	—	—	—	16,983
債券利息	—	763	—	—	—	—	—	763
配付寄附金	—	—	—	110,135	—	—	—	110,135
学術研究振興費	—	—	—	—	400	—	—	400
貸倒引当金繰入	—	255	—	—	—	—	—	255
業務経費	2,290	2,029	2,577	347	201	99	—	7,547
一般管理費	93	88	118	14	9	—	2,815	3,140
雑損	—	—	—	—	—	—	—	—
費用の部計	1,584,781	20,120	2,696	110,496	611	582,781	2,815	2,304,303
収益の部								
經常収益								
補助金等収益	1,582,697	—	—	—	—	582,774	—	2,165,471
貸付金利息	—	28,050	—	—	—	—	—	28,050
寄附金収益	—	—	—	110,135	400	—	—	110,535
賞与引当金見返に係る収益	5	—	—	—	—	5	—	10
資産見返負債戻入	20	—	—	—	—	1	—	22
財務収益	—	0	—	—	—	—	—	0
雑益	—	—	—	—	—	—	44	44
収益の部計	1,582,723	28,050	—	110,135	400	582,781	44	2,304,134
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)	△ 2,058	7,930	△ 2,696	△ 361	△ 211	—	△ 2,771	△ 169
法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—	—	—	0	0
当期総利益又は 当期総損失(△)	△ 2,058	7,930	△ 2,696	△ 361	△ 211	—	△ 2,771	△ 169

(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

## 資金計画

平成30～令和4年度資金計画

日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	減免資金交付事業	勘定共通	合 計
資金支出								
業務活動による支出	1,584,536	578,481	2,374	110,454	574	582,774	2,605	2,861,801
交付補助金支出	1,582,397	—	—	—	—	—	—	1,582,397
授業料等減免費交付金支出	—	—	—	—	—	582,681	—	582,681
貸付による支出	—	305,000	—	—	—	—	—	305,000
長期借入金の返済による支出	—	223,848	—	—	—	—	—	223,848
借入金利息支出	—	16,982	—	—	—	—	—	16,982
私学振興債券の償還による支出	—	30,000	—	—	—	—	—	30,000
債券利息支出	—	769	—	—	—	—	—	769
寄付金の配付による支出	—	—	—	110,135	—	—	—	110,135
学術研究振興費の交付による支出	—	—	—	—	400	—	—	400
人件費支出	1,123	1,069	1,272	198	84	60	2,099	5,908
その他の業務支出	1,014	811	1,102	121	89	32	506	3,678
投資活動による支出	201	188	257	28	21	—	15	711
有形固定資産の取得による支出	7	7	9	1	1	—	15	42
無形固定資産の取得による支出	194	180	247	26	20	—	—	669
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	120	120
助成金の交付による支出	—	—	—	—	—	—	84	84
厚生年金勘定へ繰入れによる支出	—	—	—	—	—	—	36	36
計	1,584,737	578,669	2,632	110,482	595	582,774	2,741	2,862,633
翌年度への繰越金	△ 2,040	8,995	△ 2,632	17,288	5,411	—	△ 2,697	24,325
資金収入								
業務活動による収入	1,582,697	586,125	—	110,150	28	582,774	44	2,861,820
国庫補助金収入	1,582,697	—	—	—	—	93	—	1,582,790
授業料等減免費交付金収入	—	—	—	—	—	582,681	—	582,681
貸付金の回収による収入	—	275,751	—	—	—	—	—	275,751
貸付金利息収入	—	27,974	—	—	—	—	—	27,974
長期借入による収入	—	282,400	—	—	—	—	—	282,400
寄付金の受入による収入	—	—	—	110,150	—	—	—	110,150
基金利息の受取額	—	—	—	—	28	—	—	28
その他の業務収入	—	0	—	—	—	—	44	44
利息の受取額	—	0	—	—	—	—	—	0
財務活動による収入	—	—	—	—	5	—	—	5
民間出えん金の受入による収入	—	—	—	—	5	—	—	5
政府出資金の受入による収入	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,582,697	586,125	—	110,150	33	582,774	44	2,861,825
前年度よりの繰越金	—	1,538	—	17,621	5,972	—	—	25,132

(注) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。